

福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」とは

福祉・介護職員の処遇改善については、平成29年度の臨時改訂における福祉・介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取り組みを行ってきましたが、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技術のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。」とされ、2019年10月の消費税率引き上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、2019年度の障害福祉サービス等報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【福祉・介護職員等特定処遇改善の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

「見える化要件」とは

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、福祉・介護職員等特定処遇改善も含めた処遇改善の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、障害福祉サービス等情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表する事も可能である事が明確にされています。

職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示いたします。

	職場環境要件における当事業所としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
労働環境・処遇の改善	新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
その他	非正規職員から正規職員への転換